明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令（総務六九）　一
〔告　示〕
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（総務二六七）　四
○管理規程の細目を定める件の一部を改正する件（同二六八）　五
○農薬を登録した件（農林水産一六七一、一六七二）　五
○農薬を再登録した件（同一六七三）　六
○農薬の登録が失効した件（同一六七四）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省　令

○総務省令第六十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十二日

総務大臣　川端　達夫

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「及び携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」に改める。

第四条第四項中「なるべく」を削り、次のただし書を加える。

ただし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合又は伝送路設備の故障等の対策として複数の経路による設置と同等以上の効果を有する措置が講じられる場合は、この限りでない。

第十一条中「準じる」を「準ずる」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3　防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎（以下「都道府県庁等」という。）に設置されている端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（大規模災害対策）

第十五条の三　電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信回線設備に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一　三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、複数箇所の故障等により広域にわたり通信が停止することのないよう、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講じること。

二　都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、第四条第二項ただし書の規定にかかわらず、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置すること。

三　電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。

四　伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。

五　地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じること。